

2026年度 第 1 回
神戸市都市計画審議会会議録

2026年 8 月 2 0 日

2026年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 2026年8月20日(木) 午前10時00分～午前11時55分

2 場所 神戸市役所 1号館27階 第2委員会室

3 出席委員 (24人)

(1) 学識経験のある者

小 池 淳 司	嘉 名 光 市
中 尾 悦 子	畑 中 功 輔
橘 伸 也	槇 本 光 展
山 下 裕 子	

(2) 市会議員

吉 田 健 吾	大 野 陽 平
村 上 立 真	細 谷 典 功
萩 原 泰 三	岩 佐 けんや
住 本 かずのり	山 本 のりかず
原 直 樹	朝 倉 えつ子
前 田 あきら	か じ 幸 夫

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

島 田 氏(小林 賢太郎 代理)
林 氏(守 本 真 一 代理)
谷 氏(濱 田 和 樹 代理)

(4) 市民

山 崎 み ほ

(5) 臨時委員

星 野 敏

4 議題

諮問事項 神戸市都市づくりのマスタープランについて

第1号議案 神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第2号議案 神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針の変更について

第3号議案 神戸国際港都建設計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について

第4号議案	神戸国際港都建設計画	防災街区整備方針の変更について
第5号議案	神戸国際港都建設計画	区域区分の変更について
第6号議案	神戸国際港都建設計画	用途地域の変更について
第7号議案	神戸国際港都建設計画	高度地区の変更について
第8号議案	神戸国際港都建設計画	防災地域及び準防火地域の変更について
第9号議案	神戸国際港都建設計画	地区計画の変更について
第10号議案	神戸国際港都建設計画	下水道の変更について
第11号議案	神戸国際港都建設計画	臨港地区の変更について
第12号議案	神戸国際港都建設計画	道路の変更について
第13号議案	神戸国際港都建設計画	生産緑地地区の変更について

○白井副局長

失礼いたします。開会に先立ちまして、委員の皆様にお伝えをいたします。

本日は、報道機関より当審議会の会議風景を撮影・録音したい旨、申し入れがございました。神戸市都市計画審議会運営要綱では、会長が許可をした場合に限り、撮影することが認められておりますので、この申し入れにつきまして、ご検討をお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がございました、報道機関からの撮影、録音の申し入れを許可するかどうかについて、お諮りをしたいと思います。

議案審議に入るまでということですので許可したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○嘉名会長

ご異議がないようですので、撮影等を許可することといたします。

報道機関の方は、撮影等をさせていただいて結構でございます。

（報道機関撮影）

1. 開会

○嘉名会長

それでは定刻になっておりますので、ただいまより、2026年度第1回神戸市都市計画審議会を開会します。

まず、事務局から定足数の確認をお願いします。

2. 定足数の確認

○白井副局長

マイクが使えないので、この声でお伝えいたします。

定足数について、ご報告をいたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により、会議が成立することになってございます。委員の皆様につきましては、お手元の委員名簿をご参照ください。

委員の総数は28名ですので、定足数は14名となります。本日は24名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立をしております。なお、今回の審議会で

は、臨時委員を委嘱させていただいております。第13号議案について、ご審議をいただきます星野委員でございます。

以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

○嘉名会長

それでは、本日の議事録の確認ですけれども、畑中委員と槇本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議案審議

○嘉名会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。報道機関の撮影は、ここまですべて終了とさせていただきます。

それでは、次第に記載のとおり、諮問事項1件、議案13件の審議をいたします。

まず、諮問事項及び第1号議案については関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

それでは事務局、お願いいたします。

○飯塚都市計画課長

都市計画課長の飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

諮問事項「神戸市都市づくりのマスタープラン」、第1号議案「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、これらは関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

まず、「都市づくりのマスタープラン」に関する本日の流れについて、2ページをご覧ください。

これまでの検討経過・今後の予定、前回の報告以降の取り組み、都市づくりのマスタープランの順に説明をいたします。以降、「都市づくりのマスタープラン」は「新計画」と呼びます。

まず、これまでの検討経過・今後の予定について、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

新計画の策定に向けた検討は、2024年度に着手し、審議会等でご意見をいただき検討を進めてきました。2025年11月の審議会において、新計画の「素案」をご報告し、市民意見募集を同年12月22日から2026年2月27日まで実施いたしました。また、市民への周知として、2026年2月9日から25日にかけて、「神戸のこれからの都市づくりを考えるパネル

展」と称した展示型説明会を開催いたしました。審議会や市民意見募集でいただいた意見を踏まえ、このたび新計画の「案」を作成しましたので、諮問いたします。ご審議を踏まえ、市会への報告の上、10月の策定を目指しております。

6 ページをご覧ください。前回の報告においていただいた意見を抜粋して掲載しています。

新計画の「全体」に関する内容としては、市民の目にとどまるようなデザイン面の工夫や伝わりやすい構成や表現の工夫などについて、ご意見がありました。

「都市づくりの基本的な考え方」については、まちづくりにおける主体の育成の観点やマネジメントの視点の明示などについて、ご意見がありました。

「都市づくり方針・取り組み」に関する内容としては、来訪者に向けた都市づくりの考え方などについて、ご意見がありました。

そのほか、市民の声を丁寧に把握する取り組みが必要、といったご意見がございました。

これらのご意見を反映し、展示型説明会と市民意見募集を実施いたしました。

7 ページをご覧ください。展示型説明会での結果です。

新計画の内容をまとめた大判のパネルを展示して、来訪された方に自由にご覧いただきました。市内14会場で開催し、延べ1,270名の方にご来場いただきました。来場された方にアンケートも実施し、589名の方から回答をいただいております。「都市づくりの方向性について」という項目を設け、これからの都市づくりをどのように考えて取り組んでいけば良いかを示す「都市づくりの指針」や、取り組みの主体や内容のイメージについて、共感できるかどうかをお尋ねし、回答者の8割以上の方から「共感できる」との回答をいただきました。

8 ページをご覧ください。

「今後の都市づくりで特に力を入れてほしい分野」についても、複数選択式でお尋ねしました。公共交通などの充実や、防災・安全対策といった事項への関心が特に高いことが伺えました。また、自由意見としては、暮らしや経済、まちの魅力、自然、防災等の幅広い分野に関する意見をいただいております、その一部を抜粋して記載をしています。

9 ページをご覧ください。

2025年12月22日から、素案についての市民意見募集を実施した結果、計24件の意見の提出がありました。

10 ページをご覧ください。意見について、計画への反映状況です。

「意見の趣旨を踏まえ、新計画の案に反映したもの」が7件、その他は、意見の趣旨が既に含まれているものや内容に賛同いただいたもの、今後の参考とするもの、その他の意見など、表に整理しておっております。

ここからは、「意見の趣旨を踏まえ、新計画の案に反映したもの」の意見の内容と、その対応について、抜粋してご説明いたします。

11ページをご覧ください。

「都市デザインについて、神戸らしさや他都市との差別化を図るべく都市景観条例を強化し、建築デザインや広告物のデザイン規制をより強靱で強制的なものにする必要がある。」といったご意見をいただきました。

意見を受けた対応として、本市では重点的に景観形成を図る地区について、地域特性を活かしたまちなみの形成に取り組んでいるところであり、専門的な見地も交えつつ良好な景観形成を図っていくことが重要と考えます。

このご意見を踏まえ、ビジョン編「都市デザインに関する方針」において、「専門家を交えた景観デザイン協議制度によるデザインの質の向上」という視点を追記しました。

12ページをご覧ください。

「森林・里山の保全活動について、働き世代の大人が気軽に参加できるボランティアイベントがもっとあればいい。喫緊の課題である保全活動をもっと優先すべき。」といった意見です。

意見を受けた対応です。森林・里山の保全にあたっては、その管理、竹林対策などの直接的な要素だけでなく、まずは活動に気軽に参加いただけるよう、親しみを増やすという視点も重要であると考えます。

この意見を踏まえ、アクション編「都市環境に関する取り組み」において、「森林に親しむ」という視点を追記しました。

このほかの意見については、時間の関係により説明を割愛いたしますが、お手元資料の末尾に参考として掲載をしております。

以上、市民意見募集や展示型説明会など、審議会では前回ご報告した後に実施した取り組みの内容をご説明いたしました。

新計画の案は、これらの内容を踏まえ作成をしております。

ここからは、新計画の案の内容について、ご説明いたします。

14ページをご覧ください。「計画の位置づけ」です。

新計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、都市計画に関する基本的な方針として定めるものです。2026年4月から、新たな「神戸市総合基本計画」が施行されましたが、新計画はこの基本計画の部門別計画であり、「都市計画マスタープラン」や「都市計画区域マスタープラン」「総合交通計画」「都市空間向上計画」「スマート都市づくり計画」といった関連する計画を統合するもので、計画の目標年次は2035年としています。

15ページをご覧ください。構成について、ご説明いたします。

新計画は3編により構成しています。目標年次に向けた都市づくりの基本的な考え方や、都市づくりの方針等を記載するものが「ビジョン編」です。ビジョン編の考え方に基づく具体的な取り組み等を記載するものが「アクション編」です。計画の位置づけや、神戸市を取り巻く状況を示すものが「資料編」となります。

続いて、計画の概要について、ご説明いたします。

16ページをご覧ください。これからの神戸の都市づくりの考え方についてです。

「多様な主体の参画により空間をかたちづくること」、「活動を意識して空間をつくること」の2つの考え方を大切にし、この考え方のもと、持続可能な都市づくりを進めていきます。

17ページをご覧ください。都市づくりの指針についてです。

「これからの神戸の都市づくりの考え方」を踏まえ、関係する一人一人が、どのように考えて取り組みを進めていけばよいかを8つの「都市づくりの指針」として掲げています。詳細な内容につきましては、17ページ・18ページに記載をしております。

19ページをご覧ください。ここでは、「目指す都市構造」をまとめております。

神戸が持つ地理的な特性や、これまでの都市づくりの歴史の中で築き上げてきたまち・交通のネットワークを活かし、将来にわたって魅力的な都市であり続けるために、都市構造の考え方を整理しています。

まず、「神戸の特徴を踏まえた3つのゾーン」として、都心、既成市街地・ニュータウン、森林・里山の3つに大別し、それぞれのゾーンが個性を研ぎ澄ませて成長し、互いに関わり合いながら成長を高め合うことで、神戸市全体、ひいては周辺都市も含めた圏域の相乗的な発展を目指します。

次に、「都市の骨格を形成する拠点とネットワーク」として、多様な都市機能の集積をはかる拠点を位置付けるとともに、陸・海・空の総合的な交通ネットワークの構築を進めます。

次に、「都市の競争力や魅力を高めるエリア」として、都市に活力をもたらす産業・物流・知識創造のエリアや、都市のシンボルとなる自然のエリアを位置づけ、都市の競争力や魅力の向上を図ります。

次に、「質の高い多様なわがまち空間」では、日常生活において、わがまちと認識できる身近な範囲を「わがまち空間」とし、それぞれのまちに関係する人々が連携して住環境等の充実に取り組み、質の高い多様な空間をつくります。「わがまち空間」が相互に関わり合い連なることで、市全体で多彩な魅力を持った都市空間を構築することを目指します。

20ページには、都市構造の考え方を図示した、都市構造図を掲載しています。

21ページをご覧ください。これからの神戸の都市づくりの実現に向けた「取り組みの進め方」を、ビジョン編とアクション編に記載しています。

ビジョン編では、「取り組みを進める主体」として、地域の皆さんと行政との「協働と参画」をさらに進展させ、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政など、多様な主体が都市空間をマネジメントしていくこととしています。

22ページをご覧ください。ビジョン編では、「取り組み方」も示しています。

従来の「行政が公共空間、民間が民地を管理・活用する」という考え方だけでなく、

「公共空間での民間活力の導入や民地の公共的利用を促進」していきます。

23ページをご覧ください。

アクション編では、まちづくりに参画する人の拡大を目指し、「多様な主体が様々な手法・取り組みで行うまちづくりの推進」を図ることとして、その進め方や具体的な事例、支援制度を記載しています。

続いて、24ページをご覧ください。区域区分の決定の方針です。

新計画は、都市計画区域マスタープランの内容を含んでいることから、区域区分に関する内容を記載しています。詳細については、後ほど第1号議案においてご説明いたします。

25ページをご覧ください。7つの都市づくりの方針について、順にご説明いたします。

まず、「土地利用の方針」です。

- ① 市街化区域の土地利用としては、住宅地における多様な住まい、働く場、身近なサービス機能、交流の場などの誘導、都心部と郊外等でのバランスの取れた住宅供給、主要な鉄道駅周辺などにおける多様な都市機能の充実、三宮周辺やウォーターフロント等における業務・商業機能の高度な集積、臨海部や内陸部の産業団地などにおける神戸経済を牽引するエリアの形成、などに取り組みます。
- ② 市街化調整区域の土地利用としては、里山・農村において、豊かな自然や農地に囲まれながら都市的で便利な生活ができる神戸ならではの「里山暮らし」の促進、などに取り組みます。

また、26ページには「土地利用の方針図」を掲載しています。

27ページをご覧ください。次に「居住都市機能」についてです。

新計画は、都市空間向上計画の内容を含んでおり、50年先も心地よく、健やかに住み続けられる持続可能なまちの実現を目指し、現在のコンパクトな都市構造を生かしたまちづくりを進めていきます。

- ① 居住に関する方針として、地域の特性に応じた取り組みを進めていくこと
 - ② 都市機能に関する方針として、広い範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を、拠点の周辺に誘導し、維持・充実・強化すること
- などについて、現在の計画内容を踏襲したものとしております。

また、28ページには「居住・都市機能の方針図」を掲載しています。

29ページをご覧ください。次に「都市交通の方針」についてです。

- ① 陸・海・空の玄関口の機能強化など「市内外や世界との交流を促進する交通環境の形成」
- ② 地域特性に応じた公共交通ネットワークの形成など「共創の取り組みによる持続可能な交通環境の形成」
- ③ 主要幹線道路ネットワークの形成など「都市・地域間の人・物・技術・情報の交流

を促進する道路環境の形成」

- ④ 居心地がよく歩きたくなる「人と公共交通が中心の都心の交通環境の形成」
を掲げています。

また、30ページには「公共交通ネットワーク図」を、31ページには「主要幹線道路ネットワーク図」を掲載しています。

32ページをご覧ください。次に「市街地・住環境整備の方針」についてです。

- ① 都心の再生に関しては、建築物等の整備、更新にあわせた多様な都市機能の導入、
官・民が連携したエリア特性を生かした質の高い都市空間の形成
- ② 既成市街地・ニュータウンの再生に関しては、空き家・空き地や公共施設などの既存ストックを有効に活用したまちのリノベーションの推進
を掲げています。

また、33ページには「市街地・住環境整備の方針図」を掲載しています。

34ページをご覧ください。次に「都市環境の方針」についてです。

- ① 森林・里山の再生などの「良好な緑地環境や水環境の保全・育成」
- ② まちなかでの暑熱対策の推進などの「気候変動に対応する持続可能な空間づくり」
- ③ 六甲山系と須磨から舞子海岸の活性化などの「自然と都市が近接する神戸の特徴を活かした魅力的な空間づくり」
- ④ 今後大量に更新期を迎えるインフラ施設の計画的な改築などの「都市活動を支える都市施設」
を掲げています。

また、35ページには「都市環境の方針図」を掲載しています。

36ページをご覧ください。次に「安全・安心の方針」についてです。

- ① 激甚化・頻発化する災害に、強くしなやかに備え、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む「防災まちづくりの推進」
- ② 「防災拠点・交通体系の機能強化」
- ③ 建築物やライフラインの耐震化・不燃化や、延焼遮断機能の確保などの「震災・火災に強い空間づくり」
- ④ のり面对策や津波・高潮対策、治水対策など「土砂災害・水害に強い空間づくり」
- ⑤ 意識の啓発や知識の普及など「災害への備えと地域の防災力の強化」
を掲げています。

また、37ページには「安全・安心の方針図」を掲載しています。

38ページをご覧ください。次に「都市デザインの方針」についてです。

- ① 眺望景観の保全・育成やデザインされた居心地の良いパブリックスペースの創出など「神戸固有の多彩で特色ある景観の形成」
- ② 地域に愛され親しまれている「景観資源の保全活用」

③ 地域ルールの策定・運用や、居心地のよい空間づくり、地域の活動やイベント等の振興等によって文化的景観をまもりそだてる「地域の個性を磨き上げる取り組み」を掲げています。

39ページには「都市デザインの方針図」を掲載しています。

以上、「7つの都市づくりの方針」をご説明いたしました。

これらの方針に沿って、アクション編に掲げる様々な取り組みを進めていきます。

続いて、40ページをご覧ください。見直しの考え方についてです。

社会経済情勢の変化などに的確かつ機動的に応えながら、まちづくりに取り組んでいく必要があります。このため「アクション編」に、都市づくりの方針に基づき実施する都市計画事業等の取り組みを取りまとめ、進捗状況を把握しながら適宜見直しを行っていきます。

以上、新計画の「案」について、2026年6月16日から30日までの2週間、公表及び市民意見募集を行いましたがい意見書の提出はありませんでした。

続きまして、第1号議案「神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、神戸市決定です。以降「本方針」と呼びます。

最初に「本方針の役割等」についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

本方針は、「都市計画区域マスタープラン」と通称され、都市の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像と、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、「区域区分の決定の有無とその方針」について定め、「都市計画の目標」「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について定めるよう努めるものとされています。都市計画区域について定められる都市計画は、本方針に即することとされています。

議案（計画書）の2ページをお開きください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

諮問事項でもご説明しましたが、本方針については、都市づくりに関わる計画として、「神戸市都市づくりのマスタープラン」に統合いたします。このうち、本方針に該当する箇所は、ビジョン編の第1章・第2章及び第3章のうち「居住・都市機能に関する方針」を除く項目に記載の事項です。各章の記載内容につきましては、諮問事項でご説明したとおりですが、区域区分の決定の方針に関しては、本議案でご説明いたします。

議案（計画書）の16ページ・17ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。「区域区分の方針」です。

「市街化区域」は、人口及び産業の将来の見通しに基づき、市街地として必要と見込まれる適正な規模とし、原則、住宅開発等による拡大を抑制します。2035年に想定する市街化区域に配分されるべきおおむねの人口・産業の規模・市街化区域のおおむねの規模は表に記載のとおりです。

「市街化調整区域への編入」については、自然環境の保護や都市の防災性の向上を図ることが望ましい区域などを市街化調整区域に編入することとし、市街化区域のうち計画的なまちづくりに時間を要し、市街化区域のままでは無秩序な開発が進むおそれがある区域を暫定的に市街化調整区域に編入することとしています。

「市街化区域への編入」については、上位計画に位置づけがあるなど、事業の妥当性が認められ、計画的なまちづくりの見通しが確実となった区域を「市街化区域」に編入することとし、市街化調整区域のうち事業の妥当性が認められるが計画的なまちづくりの実現に時間を要する区域は「特定保留区域」に位置づけることとしています。

暫定市街化調整区域及び特定保留区域に位置づける具体的な地区について、ご説明いたします。

北区山田町原野地区について、暫定市街化調整区域の指定を継続します。

垂水区多聞町小束山地区について、主に住宅市街地としての整備を図るため、特定保留区域の指定を継続します。

中央区波止場町地区について、埋立てによる土地利用を図るため、新たに特定保留区域に指定します。

暫定市街化調整区域・特定保留区域は、計画的なまちづくりの見通しが確実になった段階で、農林漁業との調整を経て、市街化区域に編入します。

以上、本案について、2026年6月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がございましたけれども、本日欠席されている委員から意見を預かっているということでございますので、事務局、意見の紹介をお願いいたします。

○飯塚都市計画課長

本日ご欠席の武庫川女子大学経営学部 山下紗矢佳委員より、事前にご意見を頂戴しておりますので代読させていただきます。

①働く・魅力と都市づくりについて。住む魅力と働く魅力は相互に関係するものと考えます。人口減少下における持続可能な都市づくりという観点から、産業・物流・知識創造のエリアの形成や戦略産業の集積等について、雇用や事業所の立地、若い世代の定着など、都市づくりと経済・雇用をつなぐ視点についても、今後のモニタリングの中で検討いただければと思います。

②公共交通と生活サービスへのアクセスについて。公共交通については路線や便数を維持することだけでなく、市民が買物・医療・福祉・通勤通学など必要な都市機能にアクセスできているかという観点も重要だと考えます。地域コミュニティ交通や新しいモビリティ

ィなども含め、生活サービスへのアクセスがどの程度確保されているかという成果についても、今後把握していくことが重要ではないかと思います。

③計画策定後の進捗成果の共有について。市民・地域団体・事業者・行政など多様な主体による「協働・共創」を都市づくりの基本に位置づけている点に賛同いたします。一方、その実効性を高めるためには、計画策定後についても主要な取り組みについて、誰がどのような役割を担い、どこまで進んでいるのか、その進捗や成果を市民に分かりやすく示していくことが重要だと考えます。必要に応じて柔軟に見直していく仕組みも含め、実行段階での情報共有を充実していただければと思います。

以上となります。

○嘉名会長

ありがとうございました。

事務局、今の意見に対して、何か回答などございましたらお願いしたいと思います。

○飯塚都市計画課長

いただいたご意見につきましては、新計画が目指す持続可能な都市づくりを実現していくために、都市づくりと経済・雇用をつなぐ視点であったり、都市機能へのアクセス性の視点、こういったことを持つことが重要であり、また各施策の進捗や成果を多様な主体と共有することが重要であるとのご意見かと思います。

神戸市としましても、各施策の実施に当たりましては、ご指摘のような視点を持って検討を進めるとともに、その進捗・成果を共有することで多様な主体と共に多彩な都市空間をかたちづくっていきたいというふうに考えてございます。

以上となります。

○嘉名会長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、細谷委員。

○細谷委員

よろしくお願いします。

神戸市のマスタープラン、すごく分かりやすくいいなと思うんですけども、目玉のところが民間と行政、民間活用というところが主題というふうにお聞きしたんですけども、民間と行政、いい感じなんですけど、行政と捉えたときに、これは普通神戸市というふうに考えるんですけど、県の関与というのはどの程度あるのでしょうか。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。都市計画のマスタープランという観点では、神戸市は政令市になりますので、都市計画の決定等につきましては基本的に神戸市で完結するというものでございます。一方で、県としましては、やはり広域的な行政機能を担うということになってございますので、神戸市と周辺市との関係であつたりとか、そういった広域調整的な役割を担っていただくということになっております。県としましても、県の中でのマスタープランの方針であつたりとか、そういったものを決めておりますので、そういったところと連携しながら、神戸市としてもまちづくりを考えていくということになってまいります。

○嘉名会長

細谷委員。

○細谷委員

ありがとうございます。ちょっと県のほうは財政が厳しいということで公共投資も削減されていくという形だと思います。その辺の影響は特に考えなくて、考える、考えない、どうか。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。県のほうの財政の関係でございますけれども、神戸市としましても都市計画の分野で申し上げますと、例えば都心の再整備事業の中などでは、県からも一部再開発の補助などをもらつたりというところもございます。一方で、先ほど申し上げましたように、政令市として神戸市独自にやっていっておるところがございますので、財政面としましては県に頼るだけではなく、市として独自にやっていくということもありますので、基本的に県の財政によって都市計画の部分で何か影響が出るかということではないかなというふうに考えてございます。

○嘉名会長

細谷委員。

○細谷委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○嘉名会長

それでは、ほかいかがでしょうか。

かじ委員。

○かじ委員

神戸市会のかじです。

これまでの都市計画審議会の経過、もしくは今回のマスタープランの中身については、十分事前の説明もいただきましたし、ある程度の質問については答えていただいているという立場で、意見としてこの審議会に少し申入れしたいと思います。

8 ページに、展示会の、いわゆる市民の方からの意見の中で、公共交通が一番数が増えています。過去やはり神戸市も全国の例に倣って、車社会とかこういう声というのはなかなか、あったんでしょうけど、ここまで公共交通がというのは、これはもう今社会のトレンドになってきてるんだなと感じました。

それを受けて、29ページに公共交通に関するこのマスタープランの取扱いというのはいろいろ書いていただいています。当然その公共交通ネットワークの形成とか結節機能の強化とかいろんな交通環境の形成を努めると大きくマスタープランで捉えていただいて、僕もこのとおりで、しっかり我々も応援をしたいところなんですけど、やっぱり最終的には事業者がここを支えてもらうということになると思います。

今、例えば、鉄道・バス・コミュニティ交通・タクシー、例えば介助適用の介護の車含めて、運転士が本当にいないです。第一義的には事業者が運転士を確保するのが当然なんですけど、やはり人材確保に向けた市としてのフォローアップ、もしくはマッチングというのをここでちょっと本気になって考えてほしいなと思ってまして、各事業者はすごく今努力をされているというのは私も感じてます。ただ声としては、声をかけても高齢化などで辞めていく人、もしくは、もう乗っていただくのにあまりに危ないという方が多いと仄聞しています。過去にお話ししてきた、例えば神戸市内では今プロスポーツがすごく盛んで、プロスポーツ選手がどうも若い段階でキャリアが終わってしまう。じゃあそのセカンドキャリアという位置づけで、その方たちに二種免許養成の支援をするであるとかそういったことを、これやっぱり事業者もやり方が分からないという声を聞くので、そういうところにアウトリーチをどうやったらいいんですかということがあるので、神戸はこれだけプロスポーツで今盛り上がっているんだとすれば、そのセカンドキャリアをしっかりと提案をして、選手にこういう道筋、将来どうですかみたいなのを市としてやってほしいな。

もう一点は、自衛官の方たちなんですけど、やっぱり退職が早くて退職自衛官の皆さんのセカンドキャリアは、これから非常に注目をされています。ちょっと記事を見ますと、2日ほど前に、退職自衛隊員・家族支援庁みたいなのが国のほうでできるという方針を見ました。ここにもあの方たちのキャリアとして、しっかりと運転技能はおありなんだろうから、そのマッチングをかけて神戸市内のこのマスタープランに掲げてあるような公共交通政策を補完するということをぜひ内部で検討いただきたい。そういう人材育成・人材確保について、事業者に対するマッチングも神戸市やります、そういうふうなところまで高めていってほしいなと。今後ということで、これは要望にもなりますが、意見ということで審議会のほうに付したいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○嘉名会長

ありがとうございます。

それでは事務局、何かございますでしょうか。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。やはり運転士の不足の関係は、やはり我々も問題と思っ
ていて、今回のマスタープランでも、資料編の中にはそういった運転士不足の話なんかは記
載をしています。各施策、先ほどご提案いただいたようなプロスポーツ選手のセカン
ドキャリアであつたりとか自衛官のセカンドキャリアみたいなことも含めて、今後どのよ
うに交通の足、事業者さん側としてどう確保していくのかみたいなところへの取り組み方
につきましては、施策の具体の中でまた検討を進めてまいりたいと思います。ありがとう
ございました。

○かじ委員

ありがとうございました。

○嘉名会長

ありがとうございます。

では続きまして、住本委員。

○住本委員

住本です。

すいません。私のほうから1点、既成市街地・ニュータウンの再生の部分で、最近空き
家・空き地の問題で都市のスポンジ化も進んでおるということで、ここにも記載があるん
ですけど、公共空間、効率的・積極的に活用したりリノベーション推進だとか解体促進とか
あるんですけど、あと10年後例えば、よりこういったスポンジ化というのが進むと思うん
ですけど、これで十分だとお考えでしょうか。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。この既成市街地・ニュータウンの中で、既存ストックの有効
活用ということを位置づけてございます。この先の施策ということで都市局のほうでも今
スポンジ化対策に取り組んでいこうということで、現状、スポンジ化対策要綱ということ
で、神戸市がスポンジ化に対してどのように取り組んでいくのか、それは神戸市だけでは
なくて、やはり住民の皆さんであつたりとか事業者の皆さんと一緒にやりながら取り組ん
でいく必要があるというふうに思っていますので、現在、スポンジ化対策要綱の素案
というものを公表させていただいて、意見募集をしておる最中というところでございます。
今年中には、このスポンジ化対策要綱というものを取りまとめて、具体的なスポンジ化対
策に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、このマスタープランを踏ま
えた具体的な施策の中の一つとして、今後人口減少が進んでいく中で、しっかりと取り組
んでまいりたいというふうに考えてございます。

○嘉名会長

住本委員。

○住本委員

居住都市機能に関する取り組みの部分で、空き家・空き地の良好な既存ストックの住宅・宅地としての活用の取り組みという部分もあるんですけど、空き家・空き地の活用促進で、不動産事業者などの協力の下、窓口を通じ流通させますというところで、流通しないのがやっぱり一番大きな問題だと思っております。私の地元の駅前なんですけど、徒歩30秒以内で200～300坪の空き地が、もうそのまま数か月放りっぱなしに。売地ということで売れないんですよね。なぜ売れないかというと、やっぱり狭あい道路の問題があって道路状況が悪いと、車が入らないというところでなかなか流通しないという部分もあるので、読んでみたら狭あい道路の取り組みというのが文章に見当たらないんですけど、その辺り、どうお考えでしょうか。

○嘉名会長

はい。事務局。

○飯塚都市計画課長

マスタープラン自身の中に、その狭あい道路の取り組み等みたいのところまでは、現時点では踏み込んでいない状況でございます。一方で、先ほど申し上げたスポンジ化対策要綱の素案の中では、やはり道路問題、建て替えをしていくであったりとか、不動産を流通するに当たっては道路条件というものが非常に重要だというふうには認識してございまして、そういった狭あい道路のところとか非道路を含めた道路条件が悪いところをいかに改善していくかというところは位置づけを行っているところでございますので、そういった中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○嘉名会長

住本委員。

○住本委員

今後取り組む中で、道路行政として、積極的に市も関与していくべきだということで、ご意見だけ述べさせていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○嘉名会長

ありがとうございます。

では、前田委員。

○前田委員

市会議員の前田です。よろしくお願いします。

今回のマスタープランは、先ほど答弁もありましたけど、部門別計画を落とし込む形で統合されると。整開保の制度なんですけれども、展示会でも公共交通の充実の関心が高かったというご説明があって、先ほど別の委員からも公共交通の問題のご質問があったかと

と思いますが、今回の新マスタープランの中では、特に公共交通環境に関する記載というのは30ページのA4の半分部分にとどまっている状況ですし、それをどう解決するかって、先ほど人材不足のお話もございましたけど、人材不足の記載が資料編にはあるんだけど、アクション編にも、元のビジョン編のほうにも記載がないというのがやっぱりなかなか現実の今ほんとに困っている問題にはちょっと答え切れてないんじゃないかなというふうに思うんですけど。特に、その現行の総合交通計画では、6つの地域ごとに実施プログラムを持って、地域と暮らしを支える交通環境の是正というのを目指してますし、スマート都市づくりの計画でも、バス路線のサービスレベルが低下すると自動車利用が増えると環境負荷があるので、環境負荷の少ない移動手段であるバス利用の促進というのを掲げて今推進をしているんですけど、これをどう達成していくのかとか、それを検証して初めて、この新プランに落とし込んだり統合できるというふうになると思うんですけど、この今のマスタープランというのは都市空間向上計画はかなり、もうそのままずっと落とし込んでいるんですけど、総合交通計画とかスマート都市づくり計画というのは、なかなかもうほとんど見えない形になってしまっているんですけど、その辺はちゃんと引き継いでいるというふうにお考えになっているのでしょうか。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。総合交通計画とかスマート都市づくり計画自身が、どういうふうに位置づけられているのかというところでございます。総合交通計画の部分につきましては、基本的には考え方の部分につきましては、先ほどの都市づくりの方針の中の都市交通の分野に基本記載をしているところでございます。また、実際の施策の中身であったりとかやることにつきましては、この方針の下にあります、アクション編の中で取り組みを書いているという状況でございます。

先ほど委員のご指摘にもありましたように、やはり運転士不足であったりとか、様々な課題がある。それを踏まえてどういう取り組みをしていくかというところで、現時点ではまだ記載できていない内容等もあるかと思います。今回この大きな方針としましてはビジョン編を策定いたしますが、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、アクション編につきましては随時見直しをしていこうという考え方でございますので、先ほどの議論でもありましたような、運転士をどう確保していくのかということも含めて、議論の先にはアクション編を柔軟に変更して、組み込んでいこうというふうには考えているというところでございます。

都市環境のほうのスマートの都市づくりのほうにつきましては、その後ろの都市環境の分野、5番目の都市づくりの方針の部分ですけれども、こちらの中に必要な内容としては書き込んでいるというところでございます。

○嘉名会長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。今後アクションのほうにどんどん入れていくということなんですけど、そういう点でいえば、例えばスマート都市づくりの計画は交通だけじゃなくて、今先ほどおっしゃったような徒歩圏内に商業・医療・福祉・生活の利便施設の立地した住環境を図るというふうに書いてあるんですけども、新プランで例示されているのは、ちょっと移動販売車だけの写真になってしまったりですとか、事前審で他の議員からも指摘あったんですけど、密集市街地の考え方、具体的なものが今回あまりないという問題とか、現行のマスタープランにあるユニバーサルデザインの空間づくりというのは、そもそももうビジョンには消えているという問題とか、多文化共生の推進についても文言として出てくるのは都心の玄関口の話になってしまっているという現状があるので、この住環境とか交通とかユニバーサルデザインとか多文化共生の暮らしというのは都市づくりに欠かせない要素なので、やっぱり必要なところはしっかりビジョンにも書き込むべきだし、同時にそれがあってこそ初めて、どうアクションするかという、そこは検討していただきたいというふうに思うのと、この従来の施策の点検がどこまで反映しているかという点でちょっと気になっているのが、私、事前審でも言った、都心の考え方です。現行のマスタープランは都心核の三宮だけじゃなくて、東は住吉・御影から、西は板宿・新長田まで都心域として、先ほど別の委員からもありましたけど、住む・働く・学ぶ・楽しむの多機能連携の相乗効果で都心の魅力を高めるとというのが今の現行プランになっているんですけど、新マスタープランは三宮周辺と住宅や商業機能がない神戸空港まで、今都心に入れようとなっているんですけど、聞きたいのは、東部副都心を六甲道、西部副都心の新長田というふうに整備してきたわけですけど、今回なぜ都心拠点から外して、今後はもう副都心という位置づけがなくなるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

現行の総合基本計画の中での副都心という考え方自体は、もう今はないという状況になってございます。前回のマスタープランの中では、先ほど委員からのご指摘ありましたように、都心域という形で、都心という言葉も入っておるんですけど、都心域という考え方でどこまでのエリアを定めるかという中で、東は住吉の方まで、西は板宿の方までということで大きな範囲を都心域という形で考えさせていただいてございましたが、今回のマスタープランの見直しに当たりましては、その後前回のマスタープランを策定後、都心の再整備であったりとか、神戸空港の国際化も含めて、都心の考え方の整理が少し変わってきておるところもございますので、今回のマスタープランの中では、このような区域の設定

をしておるといところでございます。

○嘉名会長

前田委員。

○前田委員

今までのマスタープランが、都市空間を整備するから今度からはアクティビティに着目するんだというこれまでの2024年の都計審でも議論してきているんですけど、今のご説明だと、やっぱり引き続き、都心三宮再整備はやるんだ、いわゆる整備はやるんだということなので、だったら過去整備しているのがどうだったかというのをやっぱり分析しないと、ただ、いやもう終わりましたから外しましたというのでは、例えば震災後、新長田南地区は再開発事業で住民や商店主の意向を十分に聞かないまま拙速な都市計画が進められたという批判が出て、西の副都心として住民から、やっぱり身の丈に合わない復興計画を押しつけられたというような結果、今の長田が批判の的になっていると。新マスタープランで、やっぱりそうした過大投資がどうだったのかということの反省を抜きに、いや今度は都心三宮一極集中の再開発やるんですとか、神戸空港の国際化を進めるんですと言われても、やっぱりそこはちょっと立ち止まるべきではないのかなというふうには思います。

先ほどの進め方の眼目で、これまでも行政の管理されていた公共空間を、民間活力の導入ですとか規制緩和という中で民間に委ねる問題については、素案の段階で共産党の朝倉委員が問題を指摘したとおりなんですけど、そもそも都市計画法では、都市計画は都市の健全な発展と秩序ある整備を図って、もって都市の均衡の発展と公共の福祉の増進に寄与すると。同時に国及び地方公共団体が都市の整備・開発、その他の都市計画に適切な遂行に努めなければならないということで、都市計画法で行政に関してはしっかり明示をされているんですけど、今回のマスタープラン案で、行政というのは何かまちづくりを進める多様な主体のごく一部で、その行政も、県もあれば国もあれば神戸市もあるということなので、やっぱりちょっとあまりにも行政の役割が後景に追いやられて矮小化されているのではないかというふうに思うので、その辺は行政が何をすべきかということをしかり明示しないと、神戸市が都市計画審議会を経てつくるマスタープランとしては容認し難いかなということは意見として申し述べます。

以上です。

○嘉名会長

ありがとうございます。ご意見として承ります。ありがとうございます。

じゃあ、岩佐委員。

○岩佐委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

事前説明会でもバリアフリー、ユニバーサルデザインということをご指摘させていただいたんですけど、ビジョン編にも入らなかった理由みたいなものはあるのですか。

○嘉名会長

じゃあ事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

それは言葉として入れていかなかった理由ということでしょうか。

○岩佐委員

そうです。

○飯塚都市計画課長

大きな概念として、こういった回遊性であったりとか取り組みをやっていくということは、ビジョン編の中に記載をしていっておるところでございます。どこまでの言葉を入れていくかという議論の中で、最終的にはビジョン編の中からは落ちてアクション編の中にしっかりとやることとして記載をしているというところでございます。

○嘉名会長

岩佐委員。

○岩佐委員

すみません。事前説明会でそのような説明をいただきまして、ちょっと改めて読んでみたんですけど、交通の周りだけにそのようなアクション編のところの文言が入っていました。すみません、読んだ感想だけからすると、交通機関の周りだけバリアフリーを充実させるのかなみたいなイメージを受け取ってしまいかねないといいますか、そういうものがありますので、どちらかというと物・道・駅つくる、何かをつくる、その後にこのバリアフリーのものをつけるというよりも、最初から計画の段階で、誰もがアクセスしやすいような神戸市にしていくという、そのビジョンとしてのその位置づけをして欲しかったなというのがあるんですけども、いかがでしょうか。

○嘉名会長

はい、事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。バリアフリーにつきましては、神戸市もバリアフリー基本計画であったりとか、バリアフリーに特化した業務別の計画がございますので、しっかり全体の考え方としてはその中で位置づけていっておるところでございます。その中で特にバリアフリーの面につきましては交通に係る部分が多いということもございますので、今回の整理の中では、その交通の部分にアクション編として記載をさせていただいたというところでございます。

○岩佐委員

ありがとうございます。私たちも、もう数十年すれば足腰がどんどんあれになってくると思いますので、ほんとに誰もが行き来できる神戸市にしていだけたらと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○嘉名会長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

山崎委員。

○山崎委員

市民委員の山崎です。よろしくお願いします。

このたびはたくさんの方々のご尽力により、このすばらしいマスタープランの対象をまとめていただきましたことに、一市民として感謝申し上げます。

私はこのマスタープランを拝見しまして、特に空間づくりに当たって、居心地よく過ごせるかどうか、新しい出会いや心躍る体験ができるかといった、その場で生まれる活動を思い描き、それを実現する空間をつくるという視点を大切にされているという点に感銘を受けております。本日は市民委員として、このマスタープランの今後の運用に向けた確認と要望の計2点をお伝えさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、マスタープラン11ページに記載されております「都市づくりの指針7」の、自然と都市が循環されていくことで暮らしにゆとりや豊かさを感じる環境をつくるについてでございます。この項目を拝見しますと、農村や海や里山暮らしを楽しめる場所、癒やしや潤いを与える景観といった、やや都市側から見た一面的な捉え方にとどまっている印象を受けます。しかし、神戸市の農村や海は私たちの命を支える大切な食の生産地でもあり、日々農業や漁業を営む方々の生活と産業の場そのものであります。神戸市は大都市でありながら都心と農村が近く、瀬戸内海に面するなど豊かな自然に囲まれ、質の高い農水産物が生産されているという点が魅力の一つでもあると考えております。「第6次神戸市基本計画－2035年の神戸」にも、食は自然の恵みと人に育まれ、いつでも人々の心を満たすという文言があります。都心との真の循環を生み出すのであれば、都心の住民が神戸産の肉や野菜、海産物を消費し、お互いを支え合うという地産地消や食の循環の視点こそが不可欠であると考えます。

そこで質問です。今申し上げましたような視点は、アクション編の58ページ及び73ページには少し記載されていますのであくまで確認なのですが、ビジョン編の都市づくりの指針7に示す循環再生には、単なる人の交流や森林の再生といった視点だけではなく、こうした農漁業という産業の持続可能性や食を通じた都市と農村の相互扶助の視点も当然含まれているという理解でよろしいでしょうか。本計画は最終局面を迎えておると思いますので、現時点での文言の修正などは求めませんが、この計画を具現化する今後の具体的な実施計画や施策におきましては、神戸の農村や海イコール食と神戸における大切な食の生産地という認識や、食の循環という視点をぜひとも反映していただきたいと思いますと考えますが、事務局のお考えをお聞かせください。

次に、アクション編の60ページに記載されております、三宮及び新神戸駅周辺の再整備に伴う今現在の使いやすさについて要望させていただきます。10年後の新しいまちの姿に

は期待を寄せるものですが、大規模な工事が続く現在、三宮駅の南側は日常的に利用する人々にとって非常に使いづらく、歩きにくい状態になっていることを強く懸念しています。工事による迂回ルートが複雑な上に案内が分かりづらく、多くの方が三宮駅前で迷っている姿を見かけます。また、新神戸駅では新神戸トンネル入り口にある三田方面に向かうバス乗り場の場所が非常に分かりづらく、利用しづらいという現状があります。10年という歳月は決して短い期間ではありません。完成を待つ間の10年間も市民にとっては毎日続く日常の生活そのものです。特に高齢の方、障害のある方、ベビーカーを押す方など外出に配慮が必要な方々がこの工事期間中に移動を諦めてしまうようなことがあってはならないと考えます。また、せっかく神戸を選んで旅行に来られた方々に、神戸はごちゃごちゃしていて、とても移動しづらかったという残念な思い出を残してしまったときに、果たして10年後また神戸に来たいと思ってもらえるのか疑問を感じます。

私は、人生の中で車椅子での移動もベビーカーを押しての外出も経験した中で、公共交通での移動を諦めるといった経験を何度もしてきたのですが、先日市営地下鉄に乗った際に、ホームと車両の間の段差や隙間を小さくするバリアフリー化の工事がされていたことに気づき、ほんとに感動しました。将来のすばらしい都市づくりと並行して、この地下鉄のバリアフリー化のように、今そこを歩く人のための最善の配慮、具体的には誰にでも分かりやすい案内サインの設置や段差、迂回を減らす工事中の導線確保について、今現在もご尽力いただいていると思いますが、ぜひとも今一度一利用者の視点でご確認いただき、改善いただくことを要望いたします。

また、特に三宮駅周辺の案内サインにつきましては、各交通事業者がそれぞれの案内を掲示していることにより、より分かりづらくなっているように思います。この工事期間中については、例えば市が統一した色や様式の案内サインを掲示することで、公共交通の乗換えが誰にとっても分かりやすいものとなるのではないのでしょうか。さらに工事のための防護壁に、新しい三宮はこうなりますとワクワクさせるような広告や、このマスタープランを閲覧できるQRコードを表示することが、今は多少不便だけど将来はこうなるんだということを市民及び観光などで来られた方々にも周知する一つの手段になるのではないかと考えます。

今後、このマスタープランに基づく再整備を進めていかれる上で、以上のことにつきまして、ぜひ改善、ご検討いただくことを要望いたしまして発言を終わりたいと思います。お時間を頂戴しまして、ありがとうございました。

○嘉名会長

じゃあ事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。最初の食の、農村・里山含めて食の関係どうかというところでございます。ご指摘いただいたとおり、神戸は都市でありながら農村や里山が非常に近い

という特性を有しております。多くの方は市街化区域内にお住みですけれども、やっぱりそういった農村・里山地域が神戸の食を支えておるという面があるということは考えてございますので、こういった中で循環ということであったりとか、地産地消の取り組み等につきましては記載していつているところがございます。

また、都市計画の分野でも、そういった農村・里山をどう維持していくかということは非常に重要だというふうに考えてございまして、様々な規制緩和等も行いながら、そういった農村・里山の維持とか、それがひいては神戸の食を支えるということになってまいりますので、そういった取り組みも引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

2点目の三宮再整備に伴い、ご不便をおかけしているという点でございます。これは非常に心苦しいところございまして、神戸市としましては、やっぱりこれまで震災以降なかなか手をつけられていなかった三宮再整備は、今まさにいろいろな民間事業者さん含めて進めていつておるところございまして、多分他都市にないぐらい鉄道事業者さんであったりとか民間事業者さん含めて、一斉に今工事が動いておるというところもございまして、非常にご不便をおかけしているという認識はしてございます。その中で、極力工事の中でもバリアフリーの導線であったりとか、「こういうルートであればこちらに行けますよ」という案内はできるだけ工夫はしておるところではあるんですけども、まだまだ足りていないところもあるかと思っておりますので、そういった事業部局であったりとか関係する民間事業者さん含めて、引き続き共有をしながら取り組んでまいりたいと思います。

また、PRの面につきましても、神戸市、工事の仮囲い等にはかなり、将来こうなりますよというPR等はさせていただいてございますし、今回のこのマスタープランを策定以降も、マスタープランのPR等につきましても工夫をしていきたいというふうに考えてございますので、引き続きそういった面でも取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○嘉名会長

ありがとうございます。

それでは、ほかご意見、ご質問ございますでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員

山下と申します。

一市民として、先生方のご意見をお聞きしながら、ユニバーサルデザインについての考え方とか、より勉強していきたいなと思ったところですが、一市民として通行している中で、私歩くのが好きなのでよく三宮周辺を歩いているんですけども、以前よりは車椅子やベビーカーの方が、ほんとにいらしていただいているなというふうに思っておりまして、そういう方々の意見をしっかりとよりお聞きするような機会を、今のご意見もほんとにおっしゃるとおりで、私自身が今日1号館来るときに、「あっ通れないんだった」ってやつ

と気づくみたいな状態でしたので、そういったことも、より配慮をしていきたいなと思ったところでした。

あと市街地調整区域についてのチャレンジは、実はすごく神戸市さんはチャレンジしていらっしゃるというふうに私自身お見受けしておりますので、よりそういったことが分かりやすいお伝えの仕方なんかもしていただけるとほんとにありがたいなと思っております。

1点質問ですが、アクションプランという言葉そのものが、プランとはいえ、こういった都市計画審議会に出るということそのものが、私は神戸市様のチャレンジだと思っておりまして、神戸市の皆様、ほんとにすばらしいチャレンジをされているなと思っております。そういった中で、今のご説明の中で「意見書の提出はありませんでした」という一言があったんですね。その一言について、プラスもマイナスもない一語でしたけれども、やっぱりアクションプランというものを設定される以上、やっぱりこういった意見書の提出みたいなことについても、イメージとかジャストアイデアでも結構ですのでちょっとご意見をいただければありがたいなと思ってしております。よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。最後この都市づくりのマスタープランの案をつくった段階で、都市計画区域マスタープランも含んでございますので、そのほかの都市計画と同じタイミングで案の縦覧ということを行わせていただきました。その中では、先ほどありましたように意見書の提出はありませんでしたということで、さらりと終わってしまっているところがございました。これはやはり素案のときは一定数いただいたんですけども、それとの違いは、やはりPR面の違いではないかと思ってございます。やっぱり法定の手続をするときには法令に則ってやっているというところがございますので、やはりPRが弱かったかなとは思ってます。素案の際には、先ほど申し上げましたとおり、パネル展であったりとか、もしくはそういった人目につくところでいろんな取り組みを行っていきましましたので多くの方に知っていただいたというところがあるかと思っております。今後、先ほどもありましたようにPRをどうしていくか、策定して終わりではないと思ってございますので、この策定以降、こういったものを実際の施策に落とし込んでいくであつたりとか、多くの方に知っていただいて、新しい取り組みを生み出していくということは重要かと思ってございますので、策定以降はよりPRに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○山下委員

ありがとうございます。

○嘉名会長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは、ほかに意見もないようですので、諮問事項及び第１号議案については一括してお諮りをいたしたいと思います。

諮問事項「神戸市都市づくりのマスタープランについて」、それから第１号議案「神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議あり」の声あり）

○嘉名会長

異議がある方がおられますので、それでは諮問事項、議案ごとに改めてお諮りをしたいと思います。

諮問事項「神戸市都市づくりのマスタープランについて」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、諮問事項については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、第１号議案「神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、第１号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、第２号議案から第４号議案については関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○飯塚都市計画課長

第２号議案「神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針の変更」、第３号議案「住宅市街地の開発整備の方針の変更」、第４号議案「防災街区整備方針の変更」について、いずれも神戸市決定です。

以上の３議案は、都市計画法第７条の２に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

初めに「都市再開発の方針」について、説明いたします。

計画書の42ページ、計画図の1ページをお開きください。また、それぞれの地区の概要につきましては、別冊の資料1、「別表」「附図」に掲載をしておりますので、あわせてご参照ください。前面スクリーンをご覧ください。

「都市再開発の方針」とは、都市再開発法に基づき、市街化区域において計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために定める方針です。都市再開発の方針では、市街化区域のうち「計画的な再開発が必要な市街地」、通称「一号市街地」と、一号市街地内で「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区」、通称「二号再開発促進地区」を定めることとされています。

計画書の45ページをお開きください。今回の「変更の概要」を記載しています。

まず、「一号市街地の変更」について説明します。前面スクリーンをご覧ください。

計画図では「一号市街地」のうち、削除する市街地の区域を黄色、変更後の市街地の区域を青枠で表示しています。

今回の見直しでは、事業が完了した「北鈴蘭台市街地」を削除します。変更により一号市街地の面積は約64ha減少し、変更後の面積は約7,985haとなります。

次に「二号再開発促進地区」の変更についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

計画図では「二号再開発促進地区」のうち、削除する区域を黄色、追加する区域を緑色、変更後の地区の区域を赤色で表示しています。

「二号再開発促進地区」は、一号市街地のうち、都市空間を再編するため、現在事業中又はおおむね10年以内に事業の実施を予定している地区及び民間による都市空間の再編を誘導しようとする地区を定めます。今回の見直しでは、事業区域との整合を図るため、

「E-1 三宮周辺地区」「F-1 ポートアイランド地区」「G-1 兵庫北部地区」「H-2 長田南部地区」について区域を変更します。さらに、事業が完了した「長田東部地区」と「北鈴蘭台駅周辺地区」を削除します。変更により、二号再開発促進地区の面積は約157ha増加し、変更後の面積は約1,104haとなります。

続いて「住宅市街地の開発整備の方針」について、ご説明いたします。

計画書の46ページ、計画図の2ページをお開きください。また、それぞれの地区の概要につきましては、別冊の「別表」「附図」に掲載していますので、あわせてご参照ください。前面スクリーンをご覧ください。

「住宅市街地の開発整備の方針」とは、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、都市計画区域内において住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るため定める方針です。住宅市街地の開発整備の方針では、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区、通称「重点地区」を定めることとされています。また「重点地区」は、

兵庫県住生活基本計画に定める「重点供給地域」との整合を図ります。

計画書の48ページをお開きください。今回の「変更の概要」を記載しています。

「重点地区の変更」について、説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

計画図では「重点地区」のうち、削除する区域を黄色、追加する区域を緑色、変更後の地区の区域を赤色で表示しています。

重点地区は、良好な住宅市街地の形成を図るため、現在事業中又はおおむね10年以内に事業の実施を予定している地区を定めます。今回の見直しでは事業区域との整合を図るため、「3 兵庫北部地区」「5 長田南部地区」について区域を変更します。さらに、事業が完了した「長田東部地区」と「北鈴蘭台駅周辺地区」を削除します。この変更により、重点地区の面積は約52ha減少し、変更後の面積は約499haとなります。

続いて「防災街区整備方針」について、説明いたします。

計画書の49ページ、計画図の3ページをお開きください。また、それぞれの地区の概要については、別冊の「別表」「附図」に掲載をしておりますので、あわせてご参照ください。前面スクリーンをご覧ください。

「防災街区整備方針」とは、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため定める方針です。防災街区整備方針では「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区」、通称「防災再開発促進地区」を定めることとされています。

計画書の51ページをご覧ください。今回の変更の概要を記載しています。「防災再開発促進地区」の変更について説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

計画図では「防災再開発促進地区」のうち、削除する区域を黄色、追加する区域を緑色、変更後の地区の区域を赤色で表示しています。

防災再開発促進地区は、住環境の改善及び防災性の向上などを図るため、現在事業中又はおおむね10年以内に事業の実施を予定している地区を定めます。今回の見直しでは、事業区域との整合を図るため、「3 兵庫北部地区」について区域を変更します。また、事業が完了した「長田東部地区」を削除いたします。変更により、防災再開発促進地区の面積は約19ha減少し、変更後の面積は約494haとなります。

以上、第2号議案から第4号議案までの3議案について、2026年6月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

朝倉委員。

○朝倉委員

市会議員の朝倉です。よろしくお願いします。

今回の議案の中で、ポーアイの部分は二号再開発促進地区ということで追加をされる分もあると。これまで久元市長も、このポーアイ・リボーンプロジェクトなどで企業団体との連携の取り組みの規模を拡大していきたい、「山、ふたたび海へ」ということで進めたいというふうに言われたりしてるんですけど、ほんとにさらなる大きな開発をしたいということなのか。事前審でも少しお聞きをしたら、このビジョン策定の動きも始まっているので何かできることがあるだろうということにはなったんですけども、それともう一つは、そのやっぱり三宮のエリア、都市再生緊急整備地域で入っていなかったところも追加をしたというふうに聞いているんですが、国からのいろんな補助面もあって、例えばその容積緩和などとか税制の優遇だとか、いろんなことになるわけですけど、民間の開発事業でも、整備でもいろんな補助があるということで、三宮やウォーターフロントではにぎわいづくりだということで、市が率先してそういう民間が融通できる仕組みで呼び込む、民間事業者がやっぱり収益を上げやすいような過剰な開発になるのではないかと。こういうことはやっぱりさらに進めていくことに懸念があるんですけど、その点はどうか。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。まず、ポーアイのほうでございます。事前説明の際にも少し申し上げましたとおり、このポートアイランドにつきましては、現状ポーアイのリボーンプロジェクトということで、具体的な例えばこの事業をするという明確な事業が決まっているわけではございませんけれども、今後10年以内に何か事業が出てくるだろうということもございまして、今回この二号地区にしておるというところでございます。

三宮のほうの区域の拡大の部分につきましては、これは都市再生緊急整備地域が、もう既に拡大がされておるところでございまして、今回その区域と二号地区の区域を合わせにいくということで、その区域に拡大をしておるというところでございます。

三宮の再整備、こういった都市再生緊急整備地域につきましては、やはり行政だけでなく民間の活力も生かしながら都市の再生をしていこうという区域になってございますので、そういった民間投資も呼び込みながら都心部の再生をしっかりと進めていこうということで、この方針の中でもそういった区域を位置づけているというところでございます。

○嘉名会長

はい。朝倉委員。

○朝倉委員

計画書の42ページでも、都市再開発の更新では、更新時期を迎える商業・業務施設の整備更新に合わせた多様な都市機能の導入ということで、官民連携で今おっしゃったみたい

に、民間をどういうふうに誘発していくのかと、呼び込むのかということをおっしゃっていますけれども、そういう促進をするというふうにあります。ただ、リボーンプロジェクトの中でも意見として、やっぱり解決しない課題というのが、やっぱり神戸が抱える他の団地、いわゆるニュータウンであるとか、やっぱり同じ問題だというふうに言われていて、高齢化だとか少子化、人口減少などの下で、まちづくりの担い手も減ってきている。あるいは買物難民であるとか、前段でも公共交通の問題が議論されていましたが、交通難民であるとかそういうところの解消といいますか、ここにやっぱり行政として力を入れていくということが求められているんですけども、結局三宮とかウォーターフロントだけは国からの補助金もあってやっていくと。大型開発を推進する立場ではないんですけど、長田であるとか北鈴蘭台なんかは、もう終わったと。北鈴の開発も今回はもう終わったということで言えば、ほんとにバランスに欠いた計画ではないかなというふうに思っています。

もう一つ述べると、東京都だとかいろんな他の都市でも、駅前の再開発なんか、結局白紙に戻ったり中断したりという状況もあって、やっぱりいろんな民間を誘発していくんだと言うけど、その思いどおりにはなかなかない部分もあると思いますし、ポーアイの部分は10年後を見越してとおっしゃったんだけど、それもどうなってるかということも分からない中で、ほんとに事業破綻や、それがまた住民の負担も増やすとか生じさせかねない、そういう再開発にもなるんじゃないかなという懸念もあり、やっぱり住民本位のまちづくりにやっぱり転換をすべきだというふうに求めていきたいと思います。

もう一つ言うと、鈴蘭台地域の区画整理事業も、減歩で土地を削られ、移転を余儀なくされている地権者の方からのやっぱり納得・合意ができていない状況もあるということを一言申し述べておきたいと思います。

○嘉名会長

はい。事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。ポーアイなり都心部分ばかりが、こういう二号地区含めて開発なり誘導していくということで、そのほかの地域、ニュータウン含めてどうかというご意見もあったかと思います。二号地区に位置づけて事業を進めていこう、民間を含めてやっていこうという位置づけは、今回この地区で追加をさせていただいてございます。

一方で、先ほどマスタープランのときにも少し申し上げましたとおり、郊外・ニュータウン含めてスポンジ化というものはこれからも進んでくるというふうに思っています。やはりニュータウン等につきましては、同じ時期に一斉に多くの方がお住まいになっていますので、高齢化していく影響なども同じタイミングで出てくるところは多いだろうということで、非常に人口減の影響は大きく出やすいところかと思っていますので、今回のこの事業として位置づけるかどうかということだけではなくて、このスポンジ化対策の中では郊外のニュータウン等につきましても、非常に我々課題認識は持っておるところで

ございますので、どういったことができるかということにつきましては、引き続き考えていきたいと思っておるところでございます。

○嘉名会長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第２号から第４号議案については、一括してお諮りをいたします。

第２号議案「神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針の変更について」から第４号議案「神戸国際港都建設計画 防災街区整備方針の変更について」、全て原案のとおり承認でよろしいでしょうか。

（「異議あり」の声あり）

○嘉名会長

異議がある方がおられますので、議案ごとに改めてお諮りをしたいと思います。

第２号議案「神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針の変更について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、第２号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第３号議案「神戸国際港都建設計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、第３号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第４号議案「神戸国際港都建設計画 防災街区整備方針の変更について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、第４号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

それでは続きまして、第５号議案から第10号議案については関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。事務局、説明お願いいたします。

○飯塚都市計画課長

第５号議案「神戸国際港都建設計画 区域区分の変更」、第６号議案「用途地域の変更」、第７号議案「高度地区の変更」、第８号議案「防火地域及び準防火地域の変更」、第９号議案「地区計画の変更」、第10号議案「下水道の変更」について、いずれも神戸市決定です。

以上の６議案については、第５号議案「区域区分の変更」に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

最初に「区域区分制度」についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度で、一般的に「線引き」と呼ばれています。

前面スクリーンは、区域区分のイメージ図です。

都市計画では、無秩序な市街化を防止するため、既に市街地になっている区域や、おおむね10年以内に計画的に市街化を図る区域を「市街化区域」として位置づける一方、自然環境や農地等を保全し市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として定めています。

神戸市では、1970年に区域区分について都市計画を定め、その後おおむね５年ごとに計８回の全市的な見直しを行ってきており、今回が９回目の見直しとなります。2024年３月には、今回の見直し方針と今後の都市計画の進め方について公表しており、地域の特徴・特性を生かしながら柔軟でスピーディなまちづくりが求められている背景を踏まえ、これまでのおおむね５年ごとの全市的な見直しを取りやめ、都市計画提案制度等を活用しながら随時変更していく方針を示しています。

今回の区域区分及び関連する都市計画の見直しに当たり、2025年12月の変更素案の縦覧と併せて個別相談所を開設し、市民や関係権利者の皆様のご意見をお聞きし、協議や調整を行い、案の作成を行ってまいりました。

区域区分の見直しの考え方として、現行の市街化区域から市街化調整区域への編入については、農地や山林等の自然と調和したゆとりある土地利用を行う区域、市街地に隣接した山林等で自然環境の保護や都市の防災性の向上を図ることが望ましい区域は市街化調整区域に編入するとしています。また、区域区分の変更に伴い、関連する都市計画を変更いたします。

議案（計画図）の４ページ・５ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

これからご説明する図面の凡例です。変更する区域は黒色のハッチングで表示していま

す。境界表示については、区域区分界を赤色の実線で、用途地域界などを赤色の点線で表示しています。また、図中では用途地域を種類に応じて、それぞれの略語及び表示欄の着色で表示しています。また、防火地域を赤色のハッチングで、準防火地域を黄色のハッチングで表示しています。

続いて、表示例について、ご説明いたします。

例の「1 中高（200／60）③準防火」ですが、左から順に、用途地域が「第1種中高層住居専用地域」、容積率が「200%」、建蔽率が「60%」、高度地区は「第3種高度地区」、防火地域及び準防火地域のうち「準防火地域」であることを表しています。なお、市街化調整区域の場合は、用途地域の略語を「市調」と表示します。

続いて、変更内容の見方をご説明いたします。

変更箇所は赤字で、左が「変更前の指定内容」、右が「変更後の指定内容」を表示しています。

次に、変更箇所のご説明をいたします。

議案（計画図）は6ページをご覧ください。

変更位置図です。赤い線が「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分界です。今回は、「市街化区域」から「市街化調整区域」への編入する案件のみとなります。それぞれの箇所を表示しております。また、それぞれの変更地区ごとの変更内容を一覧表にして記載をしております。

議案（計画図）の7ページをご覧ください。変更地区ごとに内容をご説明いたします。

東灘区住吉山手9丁目地区は、地形地物と線引きの境界が一致していなかったため境界調整を行い、市街化調整区域に編入します。市街化調整区域への編入に併せて、用途地域及び高度地区を廃止します。

議案（計画図）の8ページをご覧ください。

兵庫区天王町1丁目地区は、自然環境の保護や都市の防災性の向上のため市街化調整区域に編入します。市街化調整区域への編入に併せて、用途地域・高度地区及び防火・準防火地域を廃止いたします。

議案（計画図）の9ページをご覧ください。

西区伊川谷町潤和地区は、土地区画整理事業の進展がないことから当地区での計画的なまちづくりの見込みがないため、市街化調整区域に編入します。市街化調整区域への編入に併せて、用途地域及び高度地区を廃止します。

議案（計画書）の53ページをご覧ください。区域区分の「変更前後対照表」です。

このたびの区域区分の変更により、「市街化区域」は約10ha減少し、約20,333ha、「市街化調整区域」は約13ha増加し、約35,400haとなります。特定保留区域が約3ha増加していますが、こちらは中央区波止場町地区の公有水面埋立により陸地面積が増加することにより起因します。

なお、区域区分に関連して変更するほかの都市計画については、変更前後対照表の説明を省略いたします。

続きまして、第9号議案「地区計画の変更」についてご説明いたします。

議案（計画図）の10ページをご覧ください。

このたび区域区分の変更に伴い、潤和山の手台地区地区計画を廃止します。

続きまして、第10号議案「下水道の変更」について、ご説明いたします。

議案（計画書）の66ページをご覧ください。

下水道は、河川や海域の水質保全、生活環境の改善、浸水に対する安全性の向上を図るため必要不可欠な都市施設です。このたび区域区分の変更に伴い、公共下水道による処理が行われる見込みがない排水区域を廃止いたします。

議案（計画図）の11ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

汚水の排水区域を変更する箇所を示した位置図です。位置図では、既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しています。

区域の詳細は、黒い枠組みの範囲の計画図で示しています。

東灘区住吉山手9丁目地区、兵庫区天王町1丁目地区は、第5号議案の区域区分の変更と同様となります。

西区伊川谷町潤和地区は、区域区分の見直しにより市街化区域から市街化調整区域に変更しますが、人家などの生活排水を公共下水道で処理しており、引き続き公共下水道で処理する必要があることから今回廃止は行いません。

今回の変更により、市全体の汚水の排水区域は約1ha減少し、約23,219haとなります。

次に、議案（計画図）の12ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

雨水の排水区域を変更する箇所を示した位置図です。汚水と同様に既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示し、区域の詳細は黒い枠組みの範囲の計画図で示しています。

東灘区住吉山手9丁目地区、兵庫区天王町1丁目地区は、先ほどの汚水の排水区域の変更と同一となります。

西区伊川谷町潤和地区は、今回の区域区分の変更に加え、これまで土地区画整理事業などの開発の動向を踏まえて、排水区域の見直しを見送っていた区域も併せて廃止します。

今回の変更により、市全体の雨水の排水区域は約32ha減少し、約20,495haとなります。

以上、第5号議案から第10号議案までの6議案について、2026年6月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がございましたけれども、ご質問がございましたらお願いしま

す。

前田委員。

○前田委員

ごめんなさい。事前審のときと、その前のヒアリングでちょっと漏れてたのかなと思うんですけど、先ほどの5号議案の説明のときに、特定保留の区域の変更がプラスされてるので、これ増減があるとおっしゃったんですけど、これはごめんなさい。この議案で変更されるということですか。前の1号議案のほうではなくて、こちらのほうで今回追加されるということになる、この議案で変更されるんですか。

○嘉名会長

はい。事務局。

○飯塚都市計画課長

特定保留区域の位置づけ自身は、第1号議案の都市計画区域マスタープランの中で位置づけてございます。それが線引きの中でも、この一覧表の中に出てきておるということになっております。

○嘉名会長

前田委員。

○前田委員

いやごめんなさい。だから、この5号議案ではなくてということよろしいですか。

○飯塚都市計画課長

はい。

○前田委員

はい。すみません。

○嘉名会長

ほかいかがでしょうか。

それでは、ほかにご意見ないようですので、第5号から第10号議案については、一括してお諮りをいたします。

第5号議案「神戸国際港都建設計画 区域区分の変更について」から第10号議案「神戸国際港都建設計画 下水道の変更について」、全て原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○嘉名会長

ご異議ございませんので、第5号議案から第10号議案全てを原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

それでは続きまして、第11号議案について、説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○飯塚都市計画課長

第11号議案「神戸国際港都建設計画 臨港地区の変更について」、神戸市決定です。

前面スクリーンをご覧ください。臨港地区の指定図です。今回変更する「神戸空港地区」を赤い丸印で表示しております。

臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や、港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、港湾管理者の申出に基づき都市計画に定めるものです。

議案（計画図）の16ページをお開きください。計画図です。

今回の臨港地区を変更する箇所は、神戸空港島北西の区域です。既決定の区域を灰色、追加する区域を赤色、廃止する区域を黄色で示しています。

現在、神戸空港の国際化を契機として、神戸空港島の在るべき姿や土地利用の方向性等を示す将来構想の策定に取り組んでいます。将来構想を検討する上で前提となる土地形状を整理するとともに、緑地を面的に集約することで機能性向上を図るため、臨港地区の一部廃止と追加を行います。

議案（計画書）の68ページをお開きください。

臨港地区全体の面積の増減について、ご説明いたします。

このたびの変更では、追加する区域と廃止する区域がともに約0.5haであるため、変更後の面積は現在と変わらず、約2,103.5haです。

以上、本案について、2026年6月30日から7月14日までの2週間、縦覧に供しましたが意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

はい。それではご意見ないようですので、議案について、お諮りをいたします。

第11号議案「神戸国際港都建設計画 臨港地区の変更について」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議あり」の声あり）

○嘉名会長

ご異議があると。はい。分かりました。それでは、改めてお諮りをしたいと思います。
第11号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、第11号議案については原案のとおり承認し、市長に答申をいたします。

続きまして、第12号議案について、説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

○飯塚都市計画課長

第12号議案「神戸国際港都建設計画 道路の変更について」、3.3.16号 玉津大久保線、3.3.43号 明石三木線、3.5.54号 玉津平野線、いずれも神戸市決定です。

議案（計画書）は69ページを、議案（計画図）は17ページをお開きください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

玉津大久保線は、神戸市西区玉津町から明石市境の神戸市西区平野町に至り、明石市の江井ヶ島松陰新田線と併せて広域的な東西ネットワークを形成する主要幹線道路です。

明石三木線は、神戸市西区枝吉から神戸市西区神出町に至る主要幹線道路、いわゆる国道175号であり、神戸市西区玉津町において玉津大久保線が接続する計画となっています。

玉津平野線は、神戸市西区枝吉から神戸市西区平野町に至る幹線道路であり、終点の神戸市西区平野町において玉津大久保線に接続する計画となっています。

こちらは航空写真です。位置図と同様に、赤色で着色した部分が対象路線です。

続いて、これまでの経緯について、ご説明いたします。

玉津大久保線は、1970年の当初決定以降、全線にわたり未整備であり、2011年3月に策定した「都市計画道路の整備方針」において「主要幹線道路」に位置づけ、社会経済情勢の変化や周辺の土地利用状況等から計画幅員等の見直しを行い、片側に自転車歩行者道を整備する代表幅員20mの道路として2013年8月に都市計画変更しました。その後、明石市と事業化に向けた調整を進めてまいりました。

続いて、上位計画における位置づけについて、ご説明いたします。

「神戸市都市づくりのマスタープラン」では、玉津大久保線は都市・地域間の移動や交流を促進する「主要幹線道路ネットワーク」に位置づけています。また、「神戸市みちづくり計画」において、国道175号や玉津大久保線は自転車交通量が多く、優先的に整備を進める路線「主要ネットワーク路線」に位置づけ、明石市の江井ヶ島松陰新田線や国道2号などとともに自転車道ネットワーク等の形成を図ることとしています。自転車利用のニ

ーズの高まりに伴い、2019年4月に自転車走行空間の確保の推進に関する「道路構造令」の改正が行われました。本改正では、安全かつ円滑な交通を確保するため、自転車の通行を分離する必要がある場合において、歩行者と自転車・自動車の通行空間を分離する「自転車通行帯」の設置を可能とし、加えて設計速度が時速60km以上の道路については、歩行者・自転車・自動車の通行空間をそれぞれ分離する「自転車道」を道路の各側に設けることが定められました。

議案（計画図）の18ページをお開きください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

計画図です。既決定の区域を灰色、追加する区域を赤色、削除する区域を黄色で表示しています。

このたび、上位計画における位置づけや自転車走行空間に関する法令改正を踏まえ、玉津大久保線の整備に当たっては両側に自転車道と歩道を設けた幅員26.2mに変更するとともに、大池の減水影響を緩和するため、一部線形を変更します。なお、計画書上は整数止めの記載のため、代表幅員を26mとしています。

また、明石三木線（国道175号）は、玉津大久保線の整備に伴う将来交通量推計の結果、右折レーンを2車線設ける必要があるため、一部区域を追加します。

玉津平野線も明石三木線と同様に、玉津大久保線の整備に伴う将来交通量推計の結果、必要となる右折レーンを設けるため、一部区域を追加します。

以上、本案について、地元自治会等周辺住民への説明を行い、丁寧な説明に努めてまいりました。また、2026年6月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

朝倉委員。

○朝倉委員

玉津大久保線ですけれども、この道路計画は明石市とも事業調整しながらということでお聞きをしているんですが、明石の計画は先行しているように思うんですけれども、明石市の路線は、もともと27m幅員の道路計画ということになっていたと。今回の計画によって27mに神戸市も拡幅をするんですけれども、当初ももとは27m道路計画をされていて、2013年に20mに変更されたのは、そもそもなぜなのか。そして、それも明石市との協議で、明石市も変更などを考えていたのか、ちょっとその点お聞きをしたいんですけれども。

○嘉名会長

はい。事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。検討の経緯のところでございます。まず、明石市は当初決定から27mで、そのまま現在に至るという状況でございます。神戸市の場合につきましては、先ほどご説明しましたとおり、2011年に都市計画道路の整備方針というものを定めまして、この中で主要幹線道路については適切な機能で見直しをしていこうということで計画の見直しを行いまして、西側の部分につきましては市境まで市街化調整区域を走っておるところもございますので、適切な幅員に見直そうということで、2013年8月に都市計画変更したというものでございます。これによりまして、幅員としましては代表幅員20mということで、南側、片側に自転車・歩行者道を設けるというものでございました。一方で、我々としては明石市に対して、こういう変更を神戸市側としてするので、明石側も調整をということで申入れを行っていたというところでございます。一方で、その後、自転車の見直しの関係の法令・道路構造令が見直されましたので、その中でやはり交通量が一定あるところ、もしくは併せて自転車交通の多いところなどにつきましては、自転車道をしっかり整備していくというような道路構造令等の改正等もありましたので、それに伴い計画内容を見直した結果、今回の変更内容である26.2mへの変更になったというところでございます。

○嘉名会長

はい。朝倉委員。

○朝倉委員

明石市さんはずっと27mでやっていて、神戸市は一旦変更したんですけれども、明石とも申入れはしてたけれども、もし申し入れしてても、今法改正があったから自転車道路をつけて、また広げるということなんだけれども、この計画が20mのままだったら、変なびつな道路計画になっていたのかなと思うんですけど、神戸市として、あまりその計画性、根拠がないような気がしています。

明石市のほうでは、これ令和4年度の段階なんですけど、議会で事業費は14億円ぐらいと言われていて、神戸市は2回その地元説明会も開かれていますんですけど、総事業費も工事期間もなかなか、これからという事業ではあるんですけど示せない中で、反対意見はありませんでしたと言われても、皆さんがほんとに、住民の皆さんや利害関係者の皆さんも含めてですけど、何が理解されたかなというのがちょっと疑問というか懸念があります。明石市も神戸市も、これかなり昔からの道路計画そのものは60年代、70年代ということで、かなり時間が経過を、当初決定からは経過しているんですよ。自転車道路の整備も、私ここだけつけてもなかなか大変だなというのと、もともとは交通渋滞の緩和ということで言われてたんですけど、本当にどれぐらい効果があるのかというのはなかなか疑問だなと思っているのと、ほんとに効果そのものがどうなのかというのと、それにほんとに大規模な工事が今の時点でほんとに必要なのかなということがちょっと疑問点で残っていて、無

謀な計画ではないかなということをちょっと指摘しておきます。

○嘉名会長

はい。事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。明石市のように、神戸市側としましては現時点で、まだ事業費とか完成の時期につきましては公表ができていないという状況でございます。

一方で、この道路の整備の意義という部分につきましては、現状でも旧神明であったりとか国道2号という、これ大きな東西方向の道路ネットワークの一つになりますので、そういった周辺道路の混雑状況を踏まえると、必要な道路ということで明石市側も整備は今進められてございますし、それと併せて、神戸市側もネットワークとして国道175号までつないでいくということで、今回計画を適切に見直した上で整備を進めていこうというふうに考えておるというところでございます。

○嘉名会長

はい。それでは、ほかにご質問ございますでしょうか。

よろしいですね。

はい。それでは、議案について、お諮りをいたします。

第12号議案「神戸国際港都建設計画 道路の変更について」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議あり」の声あり）

○嘉名会長

異議がございますので、改めてお諮りをいたしたいと思います。

第12号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○嘉名会長

賛成多数でございます。よって、第12号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

それでは続きまして、第13号議案について、説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

○飯塚都市計画課長

第13号議案「神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について」、（道場23生産緑地地区ほか6地区）、神戸市決定です。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して、良好な都市環境を形成することを目的として指定するものです。

神戸市では、1992年に市街化の進展に伴い緑地が急速に減少する中、良好な生活環境を確保する上で農地等の持つ緑地機能に着目して、残存する農地等の計画的な保全を行う必要があったため、市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分し、「保全する農地」を生産緑地地区として指定しました。都市計画決定から30年経過する生産緑地地区については、農地等利害関係人の同意が得られた生産緑地地区を「特定生産緑地」として指定することとしています。

次に、生産緑地地区の削除についてご説明いたします。

削除の要件は、生産緑地法に基づき2つあり、1. 市に対する生産緑地の買取申出後3か月が経過し農地としての管理義務や建築行為等の制限が解除された場合。2. 生産緑地地区内において公共施設が設置された場合となっております。なお、「1. 買取申出」は、生産緑地地区の指定の告示の日から起算して30年を経過した場合や、農業の主たる従事者が死亡した場合、農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に行うことができます。このたび、農地所有者から買取申出があり、行為の制限が解除された生産緑地地区について適正な保全を図ることが困難となることから、生産緑地地区を削除するものです。

議案（計画書）の73ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の削除及び変更の内容です。1が削除する3地区、2が変更する4地区です。

議案（計画書）の74ページをご覧ください。

生産緑地地区の変更の概要をまとめており、この順に説明いたします。

議案（計画図）の19ページをご覧ください。

図では、既決定の区域を灰色、削除する区域を黄色で表示しております。

まず、道場23を変更します。

議案（計画図）の20ページをご覧ください。

有野29を変更します。

議案（計画図）の21ページをご覧ください。

有野76を変更します。

議案（計画図）の22ページをご覧ください。

伊川谷124を削除します。

議案（計画図）の23ページをご覧ください。

北別府31を削除します。

議案（計画図）の24ページをご覧ください。

北別府48を変更します。

議案（計画図）の25ページをご覧ください。

玉津148を削除します。

議案（計画書）の74ページ下段をご覧ください。

以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は変更前後対照表に記載のとおり、変更前の496地区・面積約97.09haから、493地区・面積約95.79haになります。

以上、本案について、2026年6月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問がございましたらお願いしたいと思っています。いかがでしょうか。

朝倉委員。

○朝倉委員

ちょっと一言意見を述べたいと思いますけど、所有者の方がお亡くなりになったり、農業を続けていけなくなったり、買取を申出の要件もあるんですけども、買取申出をした途端に、やっぱり建築物の制限が解除されたり税の優遇も解除されるということがあるようです。そもそも、もっと市として農業を支援する、応援する施策をやっぱり今後充実させて、地産地消を推奨・推進する立場で市民の皆さんにやっぱり安定的に農作物を地産地消で、こだわってその営農ができるようなそういう施策で、生産緑地そのものを減らすんじゃなくて、やっぱり残していく、増やしていくような努力をしていただきたいということを意見として申し述べておきます。何かあれば。

○嘉名会長

はい。事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。生産緑地の買取申出後、建物が建つというものは法令で3か月経って買取ができなかった場合は、こういう制限も解除になるということは法令で決められてございますので、その所有者の権利としてやむを得ない部分であるかとは思ってございます。

一方で、先ほど委員からもご指摘ありましたように、農業を続けるために何か施策としてできないかということでございますけれども、農政部局含めて、農業の振興ということで、より神戸市として、やはり先ほどの都市マスのときの意見でもありましたように、都市と近い部分での農業ということは神戸市としても非常に重要だと思ってございますので、

農政部局含め、どのような農業振興できるかということは引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○嘉名会長

ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

星野委員。

○星野委員

生産緑地の関連の臨時委員の星野でございます。

ただいま朝倉委員のおっしゃった点、まさにそうであると私も思っております。農家個別の努力だけではなかなか、その次の利用だとか活用だとかいうところには結びつかないので、ここはやはり行政的にも連携を取りながら、農政部局との連携を取りながら支援をいただきたいところでございます。

もう一点、これお伺いしたいことがあるのですが、防災協力農地という登録制度というのがございますが、神戸市はこれどれぐらい指定されているんですしたっけ。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

すみません。ちょっと手元に直接の資料がないのであれですけども、おそらく神戸市では指定をしていないのではないかなと思います。

○星野委員

すいません。突然で申し訳ありません。前回説明を伺ったときにちょっと発想してなかったのですが、防災協力農地の登録制度自体は、災害時にその避難場所だとか仮設住宅だとか資材置場とかいろんな形で土地利用、使いたいスペースが出てくるんですけども、あらかじめそういうのに登録をしていただきますと、その地権者の方の同意を一から取るのではなくて直ちに行動に移せるというそういうもので、実はメリットはあまりないんですね。その農地を持っている方の農家さんには、あまりメリットはないんですけども、この制度というのは生産緑地の制度とうまく合わせますと、生産緑地のほうは指定を受けますと税制の優遇措置を受けられますのでメリットはあるんですけど、その代わりと言ってはなんですけども、万一災害のときには、そういった生産緑地という空間を防災資源のような形で生かすようなこともできるんじゃないかと思いますので、ちょっと検討だけでも始めていただけたらなというふうに思います。ネットでの検索ですと、名古屋市なんか特定の地域の範囲を定めて生産緑地の指定のときに併せて、この件も同意をしていただくような形で進めているようなこともあるというようなことなので、そういう検討もしていただけたらなと思います。マスタープランの説明のときには、アンケートで防災に安全の対応が重要であるというような、そういう声も大きかったですし、実際マスタープラン

の中でも防災まちづくりに力に入れておられますので、そういった面での活用というのを
ご検討いただけたらと思います。

○嘉名会長

じゃあ事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。生産緑地の機能自身も、農地としてだけではなくて防災性の機能というものを一定加味した上での指定ということで、やはり面積要件300㎡以上ということは決められていますけれども、その際には一定やはり防災機能として何かあったときの身近な避難地という役割もあるので、そういった面積要件等が決められておるところも
ございます。今委員からご提案いただきましたような防災協力農地というような制度自身含めて、少し農政部局と併せて検討してみたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○嘉名会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

それでは、議案について、お諮りをいたします。

第13号議案「神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○嘉名会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

5. 閉会

○嘉名会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了とさせていただきます。

熱心なご議論ありがとうございました。毎回神戸の都市計画審議会では、非常に委員の皆さんからすばらしい意見が出ていると思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

これをもちまして、閉会いたします。

ありがとうございました。

2026年度 第1回神戸市都市計画審議会の会議録をここに作成する。

2026年 9 月16日

神戸市都市計画審議会会長	嘉名 光市
--------------	-------

神戸市都市計画審議会委員	畑中 功輔
--------------	-------

神戸市都市計画審議会委員	槇本 光展
--------------	-------